

## 愛西市国民健康保険の運営状況

## ○愛西市の現状

## (1) 国民健康保険被保険者(R2. 4. 30 現在)の年齢構成及びH31 年度療養給付費

	0～6 歳		7～64 歳		65～74 歳		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
被保険者数	309 人	2.2%	6,830 人	49.4%	6,690 人	48.4%	13,829 人
療養給付費	千円 10,698	0.3%	千円 1,417,442	36.5%	千円 2,457,486	63.2%	千円 3,885,626

上記のとおり 65～74 歳の人数割合が 48.4%と高く、療養給付費は 63.2%を占めている。

## (2) 被保険者 1 人当たり医療費／保険税／課税所得額

	H29 医療費		H29 保険税調定額		H28 課税所得額	
	金額	県下	金額	県下	金額	県下
愛西市	355,591 円	5 位	87,315 円	27 位	755 千円	41 位

医療費は県下 5 位と多いが、課税所得額は 41 位と低い。資産割を所得割へ移行しただけでは、保険税の増額は見込みにくい。

## (3) 国保財政の状況 H30 年度

単位：千円

	収入		支出		収支差額	
	単年度	単年度	単年度	単年度	単年度	単年度
愛西市	7,296,816	6,623,701	6,970,364	6,776,013	326,452	▲152,312

単年度では、▲152,312 千円の赤字となっているが、繰越金及び基金取崩しにより黒字を維持している。

## (4) 保険税の賦課方法 R 元年度

医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護給付金分		
2 方式	3 方式	4 方式	2 方式	3 方式	4 方式	2 方式	3 方式	4 方式
2	37	15	2	38	14	2	38	14

平成 30 年度から愛知県が国民健康保険の財政運営を担うこととなり、県は 3 方式で統一するとしており、県下市町村は 4 方式から 3 方式へ移行している。

## (5) 保険税の賦課割合（保険税軽減前） R 元年度

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護給付金分	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
愛西市	54.46%	45.54%	51.89%	48.11%	49.19%	50.81%
県平均	53.19%	46.81%	54.61%	45.39%	51.51%	48.49%

愛西市においては 4 方式を採用しており、賦課割合は資産割を含む応能割の比率が高い。

(6) 所得（応能）と人数（応益）の配分

	所得（応能）の割合	人数（応益）の割合
国保令	50%	50%
愛西市	52.8%	47.2%

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）で定める割合を標準として賦課する。

改正の概要

(1) 賦課割合の各配分指数

	応能割		応益割	
	所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
ガイドライン	50% (100%)	0%	50% (100%)	0%
県	50% (100%)	0%	35% (70%)	15% (30%)

ガイドラインでは2方式(所得割50%、均等割50%)としているが、愛知県は平等割を加えた3方式とし、標準的な保険料算定方法としている。

愛西市①	88.4%	11.6%	65.8%	34.2%
愛西市②	102.1%	0%	67.5%	30.4%
愛西市③	100.92%	0%	71.17%	27.8%

愛西市においても令和3年度から4方式①を3方式に変更する。

愛知県が標準的な保険料算定方法としている割合③にすると、国民健康保険の年税額は1,441,397,800円となる。現行4方式①の年税額1,309,476,300円と比較すると、131,921,500円増額となるが、納税者への急激な負担増に考慮して②1,336,194,400円とした場合は、26,718,100円の増額となる。

(2) 資産割廃止前後の年税額と一人当たりの増額

	賦課方法・割合	年税額	1人当たり税額	1人当たり増額
愛西市①	4方式・現行	1,309,476,300円	94,690円	0円
愛西市②	3方式・配慮	1,336,194,400円	96,622円	1,932円増
愛西市③	3方式・県標準	1,441,397,800円	104,230円	9,540円増

保険者数を(1)13,829人とした場合